

第四十六回国会 建設委員會議録 第四号

昭和三十九年二月十四日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 丹羽喬四郎君

理事 木村 守江君 理事 瀬戸山三男君

理事 廣瀬 正雄君 理事 福永 一臣君

理事 岡本 隆一君 理事 兒玉 末男君

理事 山中 露史君

逢澤 寛君

稻村 左近四郎君

正示 啓次郎君

堀内 一雄君

松澤 雄藏君

金丸 徳重君

山崎 始男君

吉田 賢一君

出席國務大臣

建設大臣 河野 一郎君

出席政府委員

建設事務官 平井 學君

建設事務官 (大臣官房長) 鶴海良一郎君

建設事務官 (都市局長) 前田 光嘉君

建設事務官 (住宅局長) 前田 光嘉君

委員外の出席者

大蔵事務官 海堀 洋平君

理財局長 町田 稔君

住宅金融公庫理事 中平 榮利君

住宅金融公庫理事 森 一衛君

参考人 (日本住宅公団) 守一君

参考人 (日本住宅公団) 守一君

参考人 (日本住宅公団) 守一君

参考人 (日本住宅公団) 守一君

参考人 (日本住宅公団) 守一君

参考人 (日本住宅公団) 守一君

参考人 (日本住宅公団) 守一君

参考人 (日本住宅公団) 守一君

参考人 (日本住宅公団) 守一君

参考人 (日本住宅公団) 守一君

参考人 (日本住宅公団) 守一君

参考人 (日本住宅公団) 守一君

参考人 (日本住宅公団) 浅野 英君
宅地開発部長
専門員 熊本 政晴君

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

首都高速道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

日本住宅公団法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

建設行政の基本政策に関する件(高層建築に関する問題)

○丹羽委員長 これより會議を開きます。首都高速道路公団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。兒玉末男君。

○兒玉委員 法案の改正の中で、第十条の一項で、役員の数に改正されることになっておりますけれども、この五人を七人にふやすという法的な根拠があるいはその必要性というものはどういふところにあるのか、まずお伺いしたいと思ひます。

○鶴海政府委員 法案の十条で、五人を七人に改める。これは理事、監事といふいわゆる役員ではございません。管理委員のようなものでございまして、従来五人の管理委員を置いておりました、そのうち二人は出資公共団体の推薦するものであります。ところが来年

度から新たに神奈川県側につきまして道路工事をするという方針になりましたので、神奈川県側の出資が予想されておるわけでありまして、したがって、出資公共団体がふえるというところで、管理委員の増員をいたしたわけでございます。この人数の点でございまして、これはちょうど阪神高速道路公団と合せております。阪神高速道路公団が大阪側と兵庫県側とありまして、両方の工事をやっておりますが、二府県にまたがりますので、出資公共団体の多いということで七人にいたしました。これに平仄を合わせたわけでありまして。

○兒玉委員 羽田一横浜間にできる道路ですね、これは出資する団体というのは神奈川県になるのかどうか。どこですか。

○鶴海政府委員 これは県と市と両方あるかと思ひます。特に横浜市は指定都市でございまして、道路行政では県並みに扱っております。そういう関係で、県だけとは限らないのであります。

○兒玉委員 新しくできる高速道路といふのはいつから着工する予定でありますか。

○鶴海政府委員 これは三十九年度から着工したい、かように考えております。

○兒玉委員 この予定道路の諸計画、すなわち土地の買収とか、そういうことは全部終わっているのかどうか。

○鶴海政府委員 これは来年度から着工いたしますので、まだ土地の買収等

には手をつけておりません。

○兒玉委員 三十七条の四項の改正の項で、「公団に対して資金の貸付けをして、公団に国際復興開発銀行を加えて、こういうことになつておるわけですが、これはもちろん外貨資金の借り入れということの前提としてこの改正になったと思うのですが、やはり外貨資金の借り入れをしなければできないのかどうか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○鶴海政府委員 首都高速道路の建設につきましても非常に巨額の経費が要するわけでございます。なお、その償還につきましても長期を要するわけでございます。公団といたしましては、長期の安定した資金がほしいわけでございます。外貨でなければならぬという理由はございせんが、国内の資金状況もそれほどゆとりはございません。加えて世銀の貸し付け金につきましまして、長期の安定した資金の供給が期待できますので、この際世銀の資金を受け入れたい、かように考えております。

○兒玉委員 現在まで、こういう公団関係、特に首都高速道路公団では初めての試みだと思ひますが、大体資金の借り入れワタというものは制約を受けるものと思ひますが、大体どの程度の金額を借り入れの対象としておられるのか。先ほど長期の経費と言われたが、長期の経費であるなら、なおさら外貨に求めるよりも、やはり政府出資等に待つことが健全な行き方じゃないかと思ひますが、その辺の兼ね合い

はどうなつていますか。この二点について……。

○鶴海政府委員 この羽田一横浜線の建設に要します資金は約三百億円でございまして、そのうち、ただいままで世銀との折衝の結果、九十億円の借り入れができる見込みであります。

○兒玉委員 九十億程度金であるならば、特に外貨資金の借り入れをする必要性というものが無いのではないかと私は思ひますが、その辺はどうですか。どうしても外貨を借り入れしなければ運営できない、こういうことはその辺の根拠というものをもう少し詳しく私はお伺いしてみたいと思ひます。

○鶴海政府委員 この問題につきましては、国全体の財政投融資の問題と関係いたしておると思ひます。毎年膨大な財政投融資の予算を組んでおりますけれども、その資金の調達には大蔵省の財政当局もいろいろ苦慮されておるところであります。この首都高速道路公団だけ見ますと九十億程度でございますけれども、そのほか道路公団であるとかあるいは電源開発であるとかいうものにつきましても、世銀との話を大蔵省では進めておられまして、全部合わせまして約一億ドル程度の世銀の借り入れを期待して、大蔵当局が財政投融資の長期計画を立てておられるのであります。その中の一環として、世銀の資金を受け入れやすい、やすいといひますか、受け入れるのに適する事業を選びまして、その上で交渉いたしておるわけでありまして、た

またまこの首都高速道路公団の道路もそれに適するということで、それを対象といたしておるわけでございます。

○児玉委員 この借り入れ金の金利とあるいは償還期限というものはどういふふうな仕組みになっておるのか、お伺いしたい。

○鶴海政府委員 羽田—横浜線につきましての金利なり償還期間等につきましては、これから世銀と折衝いたすわけでございまして、従来の実例から見ますと、五分ないし六分程度の金利で借りておる例が多いのでござい

ます。したがって、国内で資金を調達するよりも金利は安いことになっております。償還期間につきましても相当長期のものでございまして、道路公団が借りておられますものにつきましては、二十年とかあるいは二十年半とか、そういう長期のものになっております。

○児玉委員 先ほどの御説明によりまして、まだ用地の買収その他もできていないということですが、そういう状況であって、総額三百億というワケはもちろ一定の基準によって出された金額だと思ふのですが、法律の改正に伴って来年度から着工ということでしょうが、その辺の計画についていろいろ問題があると思ふのですが、用地の買収その他についてはスムーズに計画遂行できる見通しか、それから三百億の予算の基礎、こういうもの等についてはまた途中で計画変更とかそういう心配がないのかどうか、その辺の見通し等についても、この際ひとつお伺いしたいと思ひます。

○鶴海政府委員 ただいま三百億の程度と申ししたのは、全体計画を実現

するためのもので、来年度につきましても、そのうち初年度といたしまして十三億程度の仕事をしたいと思つております。この十三億をもって来年度からしますところは横浜線でございまして、しかも運河の上でございまして、そういう関係で、用地の問題は非常に少ないところを選んでおります。なお、三百億の計画全体につきましても、ただいまさらにそれを幾らかでも安く上げることにございまして、いろいろくふうをいたして、再検討いたしております。

○児玉委員 一応この法案の内容についてお伺いしたいのでありますが、二ページに「政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内」こういうふうに表示されているわけですが、この「国会の議決を経た金額の範囲内」ということと、公団において必要とする資金との関係はどういうふうになっていくのか、その点をちょっとお伺いしたい。

○鶴海政府委員 この政府保証につきましても、この改正案で法律を直しますと同時に、ただいま国会で御審議願つております予算の中に、総額の二十三条といたしまして、条文を設けております。その条文の規定によりまして、この限度額がきまるわけでござい

ます。

○児玉委員 現在首都高速道路が方々で工事をやっておるわけですが、あれども、この前代々木でしたか、あの辺で大きな事故が起きておるわけですね。オリンピック等を控えて、昼夜兼行で工事が進められておるわけですが、直接この法律の改正とは関連があるかと

思ふのですけれども、特に突貫工事のために相当無理をした作業が進められておることを聞いておるわけです。これについて、当初の予算案等においてかなり突貫作業のために無理をしてい

るというふうな点、それから作業そのものが相当複雑になる危険性というものがあつたのではないかと、こういう点について、現在の作業の状況、あるいは必要とするオリンピック等の期限までにできる可能性について、ひとつ全体的な状況をこの際お聞かせ願ひたいと思ひます。

○鶴海政府委員 首都高速道路の現在やっております路線のうち、一号と四号につきましましては、オリンピック開催時にこれを活用するという意味におきまして、それまでは供用を開始するというところで工事を進めております。一号と申しますのは羽田から都心に至る線でございます。それから四号とい

○児玉委員 先ほど局長の答弁になつたと思うのですが、工事関係で、大臣が、昼でなければ夜やれ、こういふことで、これは単に高速道路だけではないのですが、夜間作業のために相当当初の予算単価というものが上がつてい

るというふうな聞いておるわけですが、その点での予算上の関係について、大臣が命令したということ、建設関係の人たちはおそれをしていないわけじゃないでしょうか、泣き寝入り

のような形でやっていると、いろいろな新聞なり雑誌に出ておるの

○河野国務大臣 私は、都内における工事は施工の上で一般市民に与える迷惑は、これが竣工期をなるべく短期

間にして、そして迷惑をなるべく少なくする、投資効果をなるべく早くするということが一番必要であると思ふのでござい

ます。そういう意味において、鋭意目的達成のために督促をいたしておるものでございまして、それがたまたま夜間工事になります場合に、こ

れが工事を施行する上において、経費がふだんよりかさむという場合には、事情がそのとおりであれば別途相談に

○児玉委員 先ほど局長からも一応聞いたのですが、今度の羽田—横浜間の高速道路について、国際開発銀行から金を借りるということをお伺いしたわけですが、その金額が九十億ということであ

りますが、償還の期限等も大体二十年前後、こういうことであります。ならば、何も開発銀行から外貨資金を借りなくともやってくるのではないかと、こういうふうに、私たちはしようとする考えでありますけれども、思うのです、が、大臣として、なぜ外貨を借りなければいけないのか、その辺のことを、大臣の立場からお聞かせを願いたいと思います。

○河野国務大臣 私は、道路建設等はなるべく財源のある限り急速に、幅広くやったら好いという考えでございまして、その点借りられるものがあれば幾らでも借りよう、こういうつもりです。ほかにもっと貸してくれるところがあれば借りて、そして道路公団あたりの工事をどんどん進めたい、なるべく早く仕上げるのがいいというつもりで、貸してくれるといえれば借りる、こういうつもりでござい

○児玉委員 この高速道路整備ということ、今日非常に車両等が増加しまして、都内の交通緩和ということにおいては、その効果を期待するわけですが、これも、現在の情勢から判断しますと、この高速道路が完成しても、のべつなく車をどんどんつくる、こういうことになりまして、せっかくの高速道路がまた行き詰まりを来すのではないか。結局イタチごっこみたいな形で、なかなか都内の交通緩和というのが期待できないのではないかというふうに判断するわけですが、ただ道路をつくることと車両の製造ということが全然関係なく行なわれているところに私は問題があると思うのです。統計によりまして、大体この四、五年間

に車両の製作というのは相当な増加率を示しているわけですが、この辺の割合というものを考えなくて、どんなに国家投資なりあるいは外貨等を借り入れてやっても、私はその効果というものはずり落ちてしまふのではないか。この辺の制限等についても、ある程度の考慮を払うべきじゃないかというふうに判断をするわけですが、その辺は大臣どうですか。

○河野国務大臣 私は車が普及することはいへん、こうだと思ふのでございまして、これをまだ道路がでなから車を制限するということはない、むしろ政府の怠慢になるのではないかと思ふ。非常に産業に支障を来すというところであれば別でございまして、分にはしたほうがよろしいというところとでございまして、それにはおのづから限度がありまして、しからばどの程度だということになりますと非常に困るのでありまして、先進国に比べても、わが日本の車の所有率、利用率はどこに比べても非常に多いわけじゃないのでございまして、順次こういう傾向になっていくのであって、それに必要を満たすような道路を十分整備するということのほうがまず先決問題であるというふうに考えております。

○児玉委員 せっかくの機会でありまして、今度たしか七月か八月から車両制限令が実施されると思うのでありますが、おそらく東京都内においても相当な制限個所が生じるのじゃないかと思うのですが、そうなりますと、高速道路を問わず、大型車の制限によつて

て相当私は支障があると思うのです、が、その辺のことは、オリンピック道路の完成を含めて、どのような措置がとられているか、大臣に伺いたいと思ふ。

○河野国務大臣 たびたび関係者が集まって会議をやりますが、御承知のように、自動車のほうの行政は運輸省において主たる管轄をいたしておるわけですが、さらに取り締まりは警視庁が主になってやっております、私どもの建設省は御承知のとおり道路をつくるほうです。この間に完全な一体的な行政指導がなかなかありにくいのでございまして、これにつきまして私つまらぬことを申すようで恐縮ですが、警察にはぜひ取り締まりをいたさなければならぬ、御承知のように最近非常にゴー・ストップがふえてまいりまして、これは交通の隘路に相当なっております。流れを非常に悪くしております。ところが、これはわれわれと全然関係なしに、公安委員会のほうでおきめになるというようにございまして、そこらところを基本的に考えなければいかぬのじゃないかと、主として、たびたび連絡会議でも主張するのでございまして、なかなかそこまでいきません。しかし、ずれにしても、大阪あたりでやっておりますように、ある程度大型車の制限というものは必要ではないのですか。またイギリス流に、道幅が狭いのですから、なるべく幅の狭い車の構造を考へてもらうというようにある程度必要ではなからうかと思ふのでございまして、われわれ建設省の立場とすれば、そういうことも

さることながら、なるべく早く必要な道路の完成を見るのに専念することが一番私の使命であると考えて、及ばずながら努力いたしているような次第でございまして。

○木村(守)委員 関連して、私はこの首都高速道路公団法の一部を改正する法律案、これはけっこうで賛成です。しかしこの法律の改正を必要とするのは、羽田・横浜間の首都高速道路をつくることにあるだろうと思ふのです。ところがこの法律の改正では羽田・横浜間の道路がつくり得ないのではないかと、思うがどうですか。

○鶴海政府委員 もちろん法律の改正だけで道路ができるわけではございせん、資金の手当であるとか、いろいろあるだろうと思ふのです。しかし羽田・横浜間につきましては、国際復興開発銀行から金を受け入れることに政府の方針としてきましました以上、それが受け入れ得るような必要の改正は必要条件だろうと考えております。

○木村(守)委員 私はそういうことを聞いていてはならないのです。この首都高速道路公団法の第一條、目的の中にはこういうことが書いてあるのです。「首都高速道路公団は、東京都の区に存する区域及びその周辺の地域に於いて」と書いてあるのです。これは東京都の区に存する部分と東京都の区の区域以外のその周辺の区域と私は解釈するのがほんとうだと思ふのです。そうすれば、この目的を改正しなければ、横浜とか神奈川県はできないのではないかと、思うのです。

○鶴海政府委員 その条文の解釈につきましては、従来からこの存する区域とその周辺ということでございまして、

て、その周辺の中には、都の中の周辺というものに限らず、区の周辺すなわち神奈川方面であるとか、埼玉方面であるとかいうものを含めて解釈をいたしておるのであります。

○木村(守)委員 この条文の書き方が非常に不明朗だと思ふのですが、東京都の区に存する区域及びその周辺、東京都の区に存する区域と解釈するのがほんとうで、東京都の中の区に存する区域、東京都の中の区に存する部分のその周辺と解釈するのが、私はこの法文の解釈ではないかと思ふのです。そうすると、このままではできないのです。

○鶴海政府委員 この条文の解釈につきましては、私が先ほど申し上げたような解釈で、いまでも運用いたしております。

○丹羽委員長 吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 公団の方にまず伺いたいのですが、どなたかお答え願いたいと思ふ。

首都高速道路公団のたたいまの計画の実行に要する昨年度及び今年の総資金量は概算幾らになりますか。

○鶴海政府委員 お答え申し上げます。総資金量は昨年度三百三十九億でございまして、高速道路建設費は二百七十一億でございまして、本年度は高速道路の建設費自体は二百六十六億でござい

ます。

○吉田(賢)委員 お尋ねの前提として、若干明らかにしておきたいのですが、大体この事業に従事する人の概数はどのくらいでありますか。

○鶴海政府委員 現在首都高速道路公団に従事しております職員の数は一、千名でござい

を指摘いたしました。これは顕著な事実でございますので、これらのことが公団を通じて法改正になった大きな原因であると私も考えております。政府

普内、行管の持振しきれたこと、
とは、はしくもやはり國民の氣づい
たところであつたのでありますが、い
ろんな不祥事の起くる以前に発見した
ということであつたことである
のですから、この機会にもっと徹底し
なければ、監事の地位を確保しなけれ
ば何にもならぬじゃないか、こういう
ことさえ考えられるのであります。で
ありますので、この法案を取りかえ

ることができないのであるならば、運営におきまして、そのような監事の地位を侵されることがないように、適切に行なうことがなければならぬと考える。このような点についていかがでしょう。

○河野国務大臣　御趣旨は私も全く同感でございます。先ほどお答え申し上げましたように、法制局におきまして一応統一してこういうふうなことで運用をしていくようにということにいたしておりますので、万一聊話になりましたようなことがあります際には、私といたしましてはすみやかに考え直

しますから、運用上十分注意いたしてまいるつもりでございますから、しばらくひととおまかせいただきたいと思います。

○吉田(寛)委員 監事につきまして、その処遇の件でありますが、これはどういふふうになるのです。理事と同等ですか。理事よりも上ですか下ですか。処遇というものは単に給与だけではありませんが、これはどうなのです。

○鶴海政府委員 役員といたしましては執行機関も監事も同等でございますが、給与の取り扱いにつきましては、監事のほうが高い扱い、監事のほうは理事よりも低い給与を受けております。

○吉田(賢)委員 大臣に伺いますが、特に大臣が直接命ずる監事、重要な監査の任務を負った監事を理事よりも低くせなければならぬという理由があるのですか。理事よりも上位に置いてこそ権威のある監査ができるのです。理事よりも低い監事ということになっては、やはりほんのつての御意見を奉るということになるのじゃないかと思うのです。いかがですか。

○河野國務大臣 諸外国のことは存じ上げませんが、わが国の一般会社等におきましては取締役と監査役との俸給は、やはり監査役のほうが低くなっております。思ひまして、さればといて決して地位の低い人が監査役になるわけじゃない、取締役をつとめた人が監査役になる場合がたまたまあり得るのでありますから、地位としては、俸給と関係なしに、上下ありませんが、職掌柄、まあ社会通念というかどうか存じませんが、監事が理事よりも低いということに相なっておりますことが影響して、各公団におきましてそういう取り扱いをしておるということだと思っております。

○吉田(賢)委員 この場合は単なるいわゆる社会的顧問とか相談役とかいうものじゃないに、やはり常時監査の非常に重要な任務を持っておりますので、でき得ることならば、給与等の処遇においてもさることながら、もしそれが事務の量からいたしまして適切を

欠くというようなことでありとすれば、私は、経済的理由とは別の意味におきまして、監事の地位は高いといふふうにする方法を講じ、金銭的にはかりに処遇は乏しくとも、高い矜持をもってこの監事の仕事を携わるようにすることが、河野建設大臣のような高邁な方の最も願うところではないかと思ふのです。ひとつそういうふうな処遇なすつたらいかですか。

○河野國務大臣 御趣旨の点私も十分承知いたしました。人選にあたりまして特に配意いたしまして、いやしくも理事よりも下でない方に監事に御就任願うように心がけたと思います。しばらくひとつ御了承願いたいと思ひます。

○丹羽委員長 日本住宅公団法等の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

この際はおかりいたします。本案審査のため、日本住宅公団理事長森一衛君、同計画部長島守一君、同宅地開発部長浅野英君の三君を参考人とし、意見を聴取いたしたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○丹羽委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、参考人の諸君からは、質疑応答の形式で意見を聴取いたしたいと存じますので、さよう御了承願います。

また、住宅金融公庫から、町田理事及び中平理事が出席されておりますから、申し添えておきます。

○丹羽委員長 質疑の通告がありますので、順次これを許します。正示啓次郎君。

○正示委員 時間をできるだけセーブしながら、大臣御出席でございまして、住宅政策の基本的な問題を若干伺い、今回の法律改正案につきまして、私は根本的には賛成でございまして、なおこの際國民に對して、大臣及び建設當局及びわれわれ國會の考え方をばつきりさせていきたい、かように存じます。

まず第一に、住宅政策は、過般の総選挙におきまして、自由民主党初め各党とも、これを非常に重要な政策として取り上げたことは御承知のとおりであります。わが自由民主党といたしましても、いわゆる一世帯一住宅という目標をはっきり掲げまして、しかも具体的にはその計画を樹立して、選挙においては、國民の趣旨を徹底させたことは、國民の非常な大きな理解と協力を得た事柄でございまして、たいへんけっこうなことだと考えております。来年度の予算におきましては、七百万戸ないし七百万戸という具体的な数字につきまして、建設當局もしつかりと計画を打ち立てられたことにわれわれ敬意を表するのでありますが、さてこの際若干大臣のお考えを——これは私はあまり計数的にはつきりという意図はございませんが、大臣の御意図を、ことに勘のよろしい河野大臣に伺いたいと思ふのであります。

御承知のように、戦前は日本におきましても貸し家が相当ございまして、われわれ庶民も貸し家に住んだ経験を持つておるのであります。しかるに今日におきましては、七百万戸のう

ち、大體の見通しとしては、三百万戸以上はいわゆる政府施策による住宅、こういうことをいってありますけれども、残りの四百八十万、あるいは若干ものを下回ると思いますが、こういうものについてどの程度、いわゆる民間の自力あるいははきり進んで他人のたりに住宅を貸してやるというふうな考

え方ができてるかというところは、私は非常に問題であらうと思ふのであります。もとよりコーポラスとか高級アパートとか、たいへんりっぱなものができておまして、これは事業としてりっぱに成り立っております。ホテル業に至ってはもとより非常に近代的な企業でございましてけれども、一般の庶民のためのハウジング、住宅を供給するというふうなことは、戦前のように貸し家住宅というふうなことは、なかなか今日のところ考えられない。しかるに昨年以来私も自民党及び建設當局において、いわゆる宅地債券の構想を打ち出し、ここに民間資金の宅地造成への導入という新機軸をつくり出し、これは規模においてはまだ微々たるものでございましてけれども、一つの新しい行き方を示したものだと思ふ。

今回はまた特別住宅債券という構想にこれが発展していったことは、たいへんけっこうなことだと思ふのであります。したが、河野建設大臣の非常な鋭い勘をもつてされて、今後日本が、われわれが将来において、またいま必要としておるところの膨大な数量の住宅に對し、はたして民間の資金によつて一般に貸し住宅を供給するといふ状況が近く相当程度に期待できるものであらうかどうか。戦前のことも詳しく、また今日の内外の情勢にも詳しい大臣であ

ります。私が、ひとつ率直なるこれに対する御見解を伺いたい、かように思ひます。

○河野國務大臣 私は戦争によつて損害を受けた、また引き揚げてこられた方々についての応急の処置としては、ある程度住宅問題は進んだと思つております。ところが何ぶんにも経済の急激な変化、と申しますのは、最近いわれますような公開経済、日本の産業構造が急激に変化したいたしましたために、新たに住宅を要求する人が非常にふえてきた。そこで、従来でございましたらば、たとえば親子で同居しておった人、同じ職場におつて働いておった者が、別々に働いて新たに一住宅を要求するといふようなこと、ないしはまた産業の設備投資でもわかつてすうに、新たに工場の建設が非常に進んで、そこに住宅を要求する面が非常にふえてきた。一例をとつて申し上げますれば、東京都の人口がこれだけ急激にふえてきた。これはいづれも新たに住宅を要求される諸君であるといふようなこととございまして、これをこのまま全部政府もしくは、公営の住宅でまかなつていくというふうなことは、とうていあり得べからざることであります。私は住宅問題の解決には、当然官民一体となつて当たるべきものであつて、いまお話しになりましたような、政府施策が三百何十万戸、民間が四百何十万戸というふうな数字になつて出てくることは当然であると思ふのであります。ただ、しからば民間の住宅建設を誘導する際に、現状でよろしいかどうかといふことになりましたならば、私は、政府として施策する面が欠けているのじゃないか、たとえば固

定資産税等においてさらに配慮することか、もしくは一般会社が社員住宅を建設する場合に、これを経費の面においてどう認めるかという点、会社の経理の内容に立ち至ってまで配意して、そして民間会社がさらに大規模にそれだけの社員住宅を建設するようにからうことは必要じゃないか、またそういうふうな道を考えて、なるべく政府施策以外の住宅問題の解決に、一そう各会社が工場建設と同様な意味においてこれに当たる、もしくはそれ以上には税制において考慮してやるという点は必要だと思つてございまして、この点は、閣議等におきましてもしばしば発言をいたしまして、それは、時に自治大臣がいろいろの面において住宅問題に深い関心を持たれた、田中大蔵大臣が、住宅もしくはビルディングの建設について、高層建築について税をどうしようというふうなことを発言されたり、それぞれの関係大臣が深い関心を持って非常に御協力願つておられますことに、私は深く敬意を表しておる次第でございまして、しからば、いまさしあたつてどれがどう固まつておるかということになりますとまだ未熟でございすけれども、早晩、私は、これらのものがしかるべく実を結んで、相当に住宅問題解決に寄与できることになると考へておるのでございます。

そこで、私はこういうふうにして民間住宅が相当活発に建設されることを期待しつつ、さらに別の角度から考へますれば、ごく低所得者の住宅問題は、これは当然政府機関においてはからうことがあたりまえであります。ま

たそうしなければならぬと思ひます。したがつて、これには鋭意努力する必要があるけれども、多少収入に余裕のある諸君がもしもとすれば、これらの諸君はまず宅地の問題を解決して、そして宅地問題が解決つきますれば、上に建ててくるものは相当にそれぞれ道が開けてくるだろうというふうな考えますので、宅地の造成には一段と配意する必要がある。ところが、何ぶん、考えはいろいろ考へておりますが、また実行することに鋭意努力いたしてありますが、なかなかそれが思うように進んでまいりません。相当に大規模の団地の開発等も計画いたしておりますし、さらに、すでに皆さんも御承知の、新たに開発いたします道路の沿線に相当に大規模の宅地を考へて、これと見合つて道路の開発をしていこうというふうには実はいたしてあるわけでありす。さらに進んで申し上げますれば、従来と全然違つた角度で、首都圏整備委員会もしくは近畿圏整備委員会等におきましては、たとえば首都圏におきましては、神奈川県、西湘百万都市、さらに群馬県高崎の手前のところに百万都市、それから宇都宮の手前あたりのところに百万都市等の計画を進めまして、すでに一、二年度予算におきまして、これを推進するための必要な予算を要求いたしております。これらが積極的の動いてまいりますれば、相当大規模な道路もしくは住宅建設の可能な土地が開発されまして、しかも安い地所ができるようになりまして、ならば、こういう問題を契機にして、住宅問題はめどが立つていくのじやなからうかというふうな、幅広には実は考へておるわけでご

ざいます。ただそういう話だけではいかたがありませんので、具体的にはここにあげておきますように、従来どおりの住宅施策をいたしまして、予算をとつてやつておきますが、ここに御審議をお願いする具体的な予算のほかに、実はいま申し上げましたような幅広に社会的に問題の解決をはかるというところに努力をいたしておるわけでありす。

○正示委員 いま私が何おうと思つたことを大臣が先にだいいおつしやつていただきましたので、質問を先に進めてまいります。

私の感じでは、戦前のように五、六軒の借家を持つて小さな家主さんがりっぱに生活をしたというふうなことは、なかなか今日はむずかしい状況になつてまいりまして、住宅というものを投資対象として事業をやつていくというところになると非常に高級のものになつてくる。そうしていま大臣が御述べになつたような低所得の者には公営住宅、それから公庫、公団というふうなものがあるが、その上にはやつていくというふうなことで、その最高級のものの中ぐらゐ以下のもとの間に、われわれの戦前に体験したいわゆる庶民階級あての小さな主層というふうなものがいま日本にはなくなつておるといふような状況、それはなかなか再び昔のような状況にはならないといふことは大臣もお述べになつて、そのために政府としては大規模な宅地造成事業といふふうなものに積極的に進んでおるのだ、こういうことになつておるのではないかと私も大体考へるのであります。しかし、御承知のように、国民所得の年々の非常に急速な上昇という

こともございすので、われわれはこれから七、八年の将来の計画を立てる上におきましては、いわゆる七百八十万戸計画の資金の手当て、これについていまわれわれがここで審議しておりますような宅地債券あるいは特別住宅債券といふふうな構想をさらに進めてまいるということが同時に必要ではないか、かような感じがたいへんいたすのであります。

これは若干横道にそれるのでありますが、今日私は、国民大衆は貯蓄をしななければならぬ、老後の安定のためにもしなければならぬ、それから有利なものならしたい、こういう意欲は非常に持つておるのであります。たとえば株式市場を見ましても、非常に有利なときには相当旺盛なる株式投資というものが大衆によつて繰り広げられたのであります。しかるに一たびケネディ・ショックによつて証券界が非常に沈滞に陥るや、大衆は証券界を急速に見捨てる、こういうふうなことが今日の状況であり、しからばこういう大衆にいたすに消費を奨励するばかりではなくて、やはり貯蓄、しかも堅実なる貯蓄、いわゆる成り金を夢見るような貯蓄ではなくて、将来の堅実な生活を築き上げていくような、そういう貯蓄というものを奨励することが、私はこれは政府及び国会の大きな責務でなければならぬ、かようにも思ふのであります。そういう意味からも、宅地債券や特別住宅債券の構想といふものが非常にそういう面にこたえる、いわば家づくりと人づくり、これの一石二鳥の施策と申し上げても過言でないと思ふのでございす。ところがこういう新しい施策をつくり出す場合にはな

かなか骨が折れます。折れまして、昨年やつと目の目を見まして、ことしの特別住宅債券へと発展してきておるのであります。

幸いいま大蔵省から資金課長が見えておりますが、これもあまりはつきりした数字のことを私は求めはいたしません、七百八十万戸住宅建設の大まかな、たとえば社会保険の年金の積み立て資金といふふうなもの、あるいは財政の、税金からあつた金、あるいは保険会社の金、そしてまたいまわれわれが審議しておるような宅地債券、特別住宅債券といふふうなものでどうだといふふうな、何か大蔵省として建設省の七百八十万戸計画に対する資金的裏づけの非常にびく然とした考へでもよろしい。しかしこれは同時にわれわれの努力目標でなければならぬと思ふのであります。国民の所得を増加して、いたすに高い税金を取るばかりが能じやないのであります。住宅を建てるための貯蓄については、いま大臣が言われたように、固定資産税の面でも、所得税の面でも、法人税の面においても、十分これを考慮してやつて、堅実なる貯蓄の意欲と慣行を育てていくといふことは大きな政治的使命でなければならぬと思ふのであります。大蔵省としては、そういう資金の問題について何か考へたことがあるか、あるいは考へようとする意欲であるのか、その辺のことをひとつ理財局の資金課長から一言御答弁をいただきます。

○海堀説明員 七百八十万戸という一応の目標を建設省から示されてございす。そのうちで相当部分が民間の自力建設に期待しているといふことでこ

ざいますが、この点につきましては、日本経済の成長、国民の所得水準の上昇、過去の民間の自力建設の推移、つまり伸び、そういうところから考えまして、現在建設省の考えていらっしゃる民間自力建設の戸数というものは決して達成がむずかしいというふうな数字ではないのではなからうか、こういうふうに考えております。

それから、政府施策に期待されております戸数についての資金面の考え方でございますが、これは七ヶ年という長期の見通しになりますと、非常にむずかしい問題じゃなからうかと思っております。私は理財局関係の担当者でございますので、一般会計の収収の伸びというふうな点についての見通しというものは、お答えする能力も資格もございませんので、私のほうの担当しております財政投融資の関係について考えてみたいと思っております。財政投融資計画の原資は、先生最もよく御存じのとおり、資金運用部資金、簡保資金、それに、資金運用部資金の貯蓄、それから厚生年金といったような社会保険の積み立てというものがその大部分をなしているわけでございます。したがって、税金と違ひまして、どちらかと言えば集まる金でございまして、政府が意図を持って集める金ではないわけでございます。たとえば厚生年金を例にとりますと、今度厚生年金の大幅改正が論議されております。これは厚生年金制度本来の要請から出ているわけでございます。財政投融資の原資が要るから厚生年金制度が改正されるという性格のものではなからうかと思っております。したがって、財政投融資計画の原資を考えます場合に、任意な貯

蓄につきましてはほぼ経済の成長というものを考えつつ、ある程度の見通しというものは立つわけでございますが、御存じのように、国民の貯蓄というものはそのときどきの、あるいは証券界の、あるいは金融界の事情によりまして、非常に動き得るものでございまして、したがって、長期に原資の見通しを持っていう要請は常に受けているわけでございます。私たちが過去の実績その他に基づきまして、常にそういう作業を進めているわけでございますが、これはどの程度七ヶ年にわたって伸びていくのだという問題になりますと、非常にむずかしい点が多いということをお断りしたいと思っております。

それから運用のサイドをとってまいりました。七ヶ年という長い期間を与えられますと、現在たとえば道路というものにつきましては、ある長期の計画がございまして、それから国鉄なんかにございまして、現在四十年程度まで、ある程度の長期の見通しを得べく検討しようというふうな点になっております。しかし財政投融資計画の各運用サイドのそれぞれについて、どの程度の要請が今後あるかということについては、七年という時点を与えられますと、やや無理があるかと思っております。したがって、私たちがいたしましては、私たち財政投融資に期待されております住宅の建設につきまして、これだけの程度の金が必要であらうという検討と、それからそれが現在のところにおいて見込めます原資の中には、どういふ場合には、どういふふうなウ

エートになるであらうということを常に検討いたしておりますが、必ずそれができるとかできないとかいうことを現在の時点において表明することは非常に困難でございますので、その点御了解をいただきたいと存じます。

○正示委員　やはり大蔵省式の答弁をいただいたのであります。衣食住といたした住宅問題について、大蔵省はもつと積極的に考えなければいけない。宅地債券についても特別住宅債券についても、金をつくり出す方法ということでも、われわれはこれを考え出したのでありますから、ただいまの海堀課長の答弁は大蔵省の金庫番としてはたいへん堅実でありましても、もう少し積極的に金をつくり出す構想を考えていただきたいことを要望しておきます。

さて、時間がございせんので、大臣にもう一点お尋ねをいたしまして、私の質問を終わりますが、住宅政策のネック――資金はいま言われました。しかし金をつくり出すことはできると思っています。そこでこれはネックと考えております。宅地が一番のネックであり、その次に木材、これは内地材と外材、それからセメントというふうなもの、それをどういふふうにして、しかもあまり値段が上がらないようにしてわれわれ庶民の需要を満たすか、こういう問題になってくるのではないかと思うのであります。幸い河野大臣は建設行政にも非常にお詳しくなれたのであります。そこでは河野大臣にお伺いいたします。宅地は今日までにすでに暴騰しておりますが、これを今後若干でも暴騰の程度を引き下げつつ、あるいはさらにこれから値上がりしない

ような方法で確保していく――先ほど百万都市の構想あるいは郊外にそういう広い団地をつくる構想というものを伺いましたが、やはり農地の問題と若干の関係があるということも一つの事実ではないかと思ひますが、現在の農地を転用する制度について、もっとわかりやすいようにすれば、宅地が安直に手に入るようにするには、農地制度についてさらにこれを合理化するようなことを必要とするのではないかと、いう点が第一点。それから第二点といたしましては、住宅を建てる資材といたしましては、内地材と外材、この問題は私は森林政策の上から非常に大きな不安を持っております。先

年の木材の暴騰に対して、河野大臣はちやうど農林大臣になられたときでございまして、外材をお入れになつて、木材の暴騰を抑えられた。ところが一方においては、内地の森林業者はもう内地材というものの将来はどうなるかというふうな一つの不安も持っている。建築というふうな面から、これは木材の問題は建築ばかりではございません。パルプその他いろいろございまして、少なくとも住宅を建てていくという見地から、内地材と外材について、大臣はどういうふうなお考えを持っておられるか。今後森林政策との関連がございまして、この点を第二にお伺いしておきたいと思ひます。なお、第三には、最近ブロックあるいはコンクリートの新しいいわゆるブレイブ住宅というふうなものも大へん新しい問題として論議されておりますが、将来河野大臣は日本の住宅建築の上において、木材とそういうコンクリート製品との関係は一体どういふ

うになっていくというふうに考えておられるか。またどういふふうにもっていかうかが。また、森林資源の保護、国際収支の面からいって必要であると考へておられるか。これまたはっきりと数字でどういふところを申し述べていただければ幸いと思ひます。

○河野国務大臣　宅地の問題の話になります。際、いつも出るのは農地関係のことでございますが、これは非常に誤解がございまして、農地の転用がめんどろなために宅地が云々というところはほとんど私はないと思ひます。さらに申しますれば、大規模な何百万坪という工場の敷地の場合にはいろいろ意見がありましても、ごく小規模な宅地もしくは万坪程度の団地という場合にはほとんど問題はございません。一番問題のありますのは、町村の農地委員会がいろいろ意見を言ひまして、ここで書類を押えたり、もしくはここである問題がございまして、これは非常なさかざだと思ひます。町村の農地委員会にそんな権限はない。町村の農地委員会は書類を取り次ぐ程度で、意見があれば意見を付する程度で、これが許すとか許さぬとかいう権限は私は与えていないと心得ます。したがって、これは県の行政等が十分に徹底しますれば、そういうことはなはずだと私は思ひます。いま農林省と建設省の間にはそういう問題について少しも意見の相格はございせん。たいてい問題とは両者よく協議して円滑に事務を進めております。

特に、私が大方の御理解をいただきたいと思ひますことは、道路をなるべく早く開設することによりまして、現

在の、たとえば東京で申しますれば、東京の通勤区間は大体一時間、それがバスによるにせよ、電車、汽車によるにせよ、一時間ということにしますれば、道路の改修によって、一時間のところまでを住宅として、宅地として適地である。そういう円が道路改修によって非常に伸びていく。たとえばいま全然そういうことになっておりません高崎、東京間も、この道路を三年でぜひやりあげたいと思っておりますが、これを開発いたしますと、いま全然そういうことになっておりません秩父山系一体が、高崎までが池袋から七十二、三キロでございまして、これが五十分あれば大体行ける距離になります。こういうものをもし開発いたしますれば、この秩父の山系の丘陵地帯の適地として開発されることになり、神奈川県方面の一带がそういうことになり、さらにいまの日光線と申しまするか、東北縦貫道路と申しますか、これを一本いまぼちぼちやっております。こういうものが開発されてきますれば、いづれもこれは大きく円を描きまして、先ほど申し上げました宇都宮辺りまでが大体一時間、高崎辺までが一時間ということになりますれば、ここに至る両側の地域がいずれも宅地として開発されるということになれば、いま宅地景気でもやみに地価を上げておりますけれども、実際問題としては、こんなに急激に開発が進めばそういうことにならぬのじゃなからうか、ただ宅地で思惑さえしておれば金が必ずもうかるというようなことで、むやみに投資をその方面に向かってやっておりますけれども、実際問題として、四十六

年までに七百万戸の家を建てれば、これで宅地が済んだということになります。すれば、これだけの宅地の所要量はどれだけだということを計算しますれば、こういう問題は当然新たな道路を開闢することに於て問題が解決するといふふうに思うのでございます。したがつてなるべく早い機会に各大都市もしくは新たに住宅建設予定地にさるべき地区の宅地の予定数量というようなものを合理的に計算をいたしまして、発表でもすることによって、宅地を押える方法があるのではないかというふうに考えます。これは思惑違いがいまが頂上で、私はだんだん道路の開闢が進むにつれて、たとえて申しますれば名神のあれを、名古屋まで年内に開通しますれば、名古屋方面からの開発も相当に進みます。神戸、大阪方面からの宅地も全然変わった角度で宅地の物色が出てまいるということになると思ふのでございます。したがっていまは宅地の問題が都市を中心に急激に困難を見ておりますけれども、これはもうほんの一兩年でむしろそういう方向に行くんではないか、したがってそれまでにひとつ建設省としても詳細な計画、宅地を予定される供給源等についての推移等も計算をいたしまして、一ぺん世論に問うというような方法もありまして、上がることを押えるというようなことも一つの方法ではないかと考えております。

それから木材のことについてお話がありました。これは当然金さえあれば、許されるならば不燃性の家屋に変えていくことがわれわれの希望でございます。一般の家を要求される諸君もこれを希望しておられることはもちろ

んでございますから、なるべくその方向にいきたい、ただ問題は、和歌山県あたりはたくさん砂利を持っていらない、しゃいますけれども、大都市の付近に砂利がなくなつてまいりまして、これはどういふことをしたものでらうか、新たに砕石でもひとつ大規模に起こさなければいかぬだらうと考えてみたんですが、大都市の周辺の河川はみな砂利が目ならずして枯渇する状態になっておりますので、川は荒れる一方でございしますから、そういう点等も、山の荒れるよりも川が荒れることも一方において非常に高く評価しなければならぬので、じゃなかろうかと思つておりますので、これらをあわせて両々ひとついまして、これらを立てなければいかぬので、はなからうかと考えておりますが、いずれにしても木材のほうは一応安定いたしまして、ごらんのとおり国内の植樹面積もだんだんふえてまいります。したがつてこれはシベリア材の開発もありまして、また木材の輸入も、船舶が非常に大型化したしまして、従来と違って外材の輸入が非常に安く、楽になつておりますから、そういう意味において住宅建設の上におきましては、そう大した支障があるとは考えておりません。ただ国内の森林政策、これはまたおのずから別の議論になると思ひます。ただ問題は、砂利資源をどうするかという問題が新しく浮かんでくるのではなからうかと考えております。

○丹羽委員長 原茂君。

○原茂委員 きょう住宅公団の皆さんが来ているようですが、私自身時間がありませんし、ちょうど大臣がおいでになつておりますので、基本的な住宅の問題を二、三大臣の考え方だけお

聞きたいと思います。

第一は、現在七百八十万戸、七ヵ年、こういう計画が持たれております。大體政府の建設が三百万戸、民間の自力が四百八十万戸、この比率をみますと、大體三割八分五厘が政府、六割一分五厘が民間の自力ということになるわけですが、ここで二つ伺いたい。

自民党自体が政府に要求した七百八十万戸というのは、各内訳別に正式な長期計画をつくってもらいたいということが自民党の要求だったように聞いております。大藏省はちよつとむずかしいというようなことから、第五次公営住宅建設計画というものが三ヵ年計画として正式に決定をされている。したがって公営住宅の三ヵ年に關しての内訳は大體われわれにもわかるのですが、いまのその比率ですが、住宅建設の内容別の比率が、民間と政府との比率というものは七ヵ年間ずっと続くのかどうか、いまと同じような比率が毎年度同じ比率でいくのか。現在は非常に低いわけですが、ずっと先へいくと、政府の比率が多くなり、民間の比率が少なくなるというような率なのか、逆なのか、それについてまず第一に基本的な見解をお聞きしたい。

○河野國務大臣　最初のお話の、七ヵ年間の長期計画をなぜ明瞭に示さないのか、この点は、御承知のとおり、いま政府におきまして、後期所得倍増の五ヵ年計画を計算しております。これと見合つてコンクリートなものを持つていきたいというために、初めの三ヵ年だけを暫定的にお示しいたしておるわけでありませう。この数字を申し上げませうと、いまお話しのとおり、民間の

ほうと政府の伸び率が云々ということ
 でございますが、一応われわれといいた
 しましては、昭和三十八年度の実績に
 かんがみまして、昭和三十八年度は政
 府施策では二十八万七千、民間が約五
 十万戸というものを基本にいたしてお
 ります。それに対して政府は伸び率を
 一〇％、正確に申し上げますと、一
 〇・五％というものをことしの予算に
 おきまして考えまして、そして三十一
 万七千戸、民間のほうは八％というこ
 とにいたしました五十四万戸、こうい
 う数字を、今後も、政府は一応この伸
 び率で伸びていくことは可能である、
 予算の面でこれだけずつ、おおむね一
 〇％ずつふえた予算をとって、住宅対
 策に当たっていくことは今後可能であ
 るうという意味合いから、この一〇・
 五％というものを基盤に置きまして、
 これを七カ年と計算いたしましたして、四
 十五年度におきましては五十六万一千
 戸、民間のほうは八十五万三千戸とい
 うことに一応計算をいたしております
 が、私は先ほども申し上げましたよう
 に、政府のほうがこれだけ伸びていき
 ますれば、民間のほうはさらにもつと
 伸び率が多くなりまして、おそらく四
 十五年にはいま所定いたしております
 数字よりもよほど伸びた数字が出るの
 じゃないかろうか、しかしいづれにしま
 しても政府の責任においてはこういう伸
 び率で七カ年間やっていくこう、こうい
 うつもりであります。

○原茂委員　いまの伸び率と関連し
 て、三カ年だけで、あと後半は、いま
 の経済政策の手直しといたしますが、作
 業をやっていくという不明瞭な部分が
 多少あるのですね。したがっていま説
 明がありました程度のもので、ある程度

勘といいますが、この程度はいくだろうという前提に立って七ヶ年の七百八十万戸というものがここに提示された。そこでこれは何といつても力のあつた河野さんですから、将来の見通しについてお伺いしたいのですが、日本のいまの経済のこれから伸び率というものを考えるときに、世界的にもそうですが、日本の場合にも産業構造というものがこれから思い切つて変化していくだろうという前提に立たないわけにはいかないと。その中の大きな理由の一つとして、いわゆるイノベーションといいますが、技術革新といいますが、科学技術の、私たちが追いつけないような非常にはげしい進歩というものが、いまあるわけです。原子力に例をとりますと、たいへんな、想像を絶したわれわれの生活革命が行なわれていく。そういうようなことを考えてみますと、イギリスの例のウィルソンが言ったのでありますけれども、完全雇用のイギリスですらあと六年たった一九七〇年になりますと、どうしようもない、一千万人の失業者が出るだろう、これも科学技術の進歩が現在の趨勢にある限り防ぎようがない、したがって新しい産業というものを起こさない限り、どうも完全雇用という線は守れそうもないのだ、こうウィルソンあたりが喝破しているし、私も、それほどに激しく科学技術革新というものが産業構造を思い切つて変化させるし、同時にそれから出てくる矛盾が失業者という状態になって非常に出てくるのじゃないか、これを救うためにも、いま考えていられないような新しい産業というものが興つてこない限り救いようがない。これは国際的に世界

の一つの趨勢になるだろう。日本もその例外ではないと思う。七年後に一体、日本の産業構造を含めた、いま言った科学技術が非常に導入されていきりましたときに、いま想像されていく民間の自力建設というものが期待できるような状態にあるだろうか。自民党もいままでやってまいりました所得倍增政策なりあるいは高度経済成長政策というものが順調にいくだろうという前提に立ってわけですが、いままではある程度の手直しが必要になってきておりますが、この手直しをこれから七年間の建設の中に必要としないだろうか。思い切つた社会経済のあるいは産業構造の变革というものが必然的に起きている、民間の自力建設に期待できるどころか、非常にいやな言い方ですが、中年層高年齢の失業者の増大というふうなことも、うっかりすると予想されるのじゃないか。そういう前提に立っていきましますと、日本の技術革新——イギリスと比較して言うならば、そのような状態になるのは十年以上はかかるかもしれない。イギリスと同じにはやっていないと思ひますけれども、しかし相当大きな国民の所得の変化、しかもそれが思い切つて片寄つて、思い切つて片方には所得のなという現象がいまより激しくなるというふうなところがある。一つなんです、一体そういうところまである程度見込んだ七年計画で七百八十万、しかも民間の自力がこの四十五年になりますと八十五万というふうなものを期待して間違いないとお思ひかどうか、ということが一つ。

得る住宅を特に取り上げて考慮されているわけですね。少なくとも一万五千円というふうな程度で世帯を持つ人が非常に多い。あるいは二万円程度で生活している者が非常に多い。こういうものに対する力の入れ方、いま前段に申し上げたのとあわせて、もっと思い切つてこれに對してウニートを置いていきませんか、ちょっと合わないのじゃないかというふうな考えですが、その二つをお伺いしたい。

○河野国務大臣 私、たとえば道路の五ヶ年計画の決定を一応政府としてはいたしました。しかしこの五ヶ年計画を大蔵大臣と決定いたしました際に、私は大蔵大臣と、別途財源に余裕を生じた場合にはこれを改定するという約束をいたしております。同様に住宅問題にいたしても、道路問題と同様に、緊急中の緊急の問題でございまして、したがって財源が許す、もしくは社会情勢が変わるというような場合には、この七ヶ年計画を五ヶ年計画で完遂するというように、改定の必要が生じてくる場合があり得ると思ひます。しかしそれはそのときのごときでございまして、いま政治をやりますわれわれといたしましては、一応七ヶ年の計画を立てて、国民諸君の御了承を得るということにいたしませんければ、先のこととはどうなるかわからぬぞというのでは御了承が得られませんか、これでは一応やっておりますけれども、これで満足しているものではないのでございまして、情勢の変化もしくは財源の調達ができ次第、なるべく短時日のうちに期待にこたえるようにいたさなければならぬのではないかと考えておる次第でございまして、せつかくの御協力

をいたしたいと思ひます。

○原(茂)委員 いま私が申し上げた二つの問題は、特に今後の政治を担当される場合非常に重要だと思ひますので、あと手直しをやるうとしていまの経済政策を策定しているわけですから、その策定する中には、思い切つて民間の自力というものを減らし、上げていく必要があるだろうと私は思ふ。現在この手直しがあまりになまぬる。こういう考え方はどうも実際にはこの計画の数が実現できないおそれがある、こう考えますから、時間のあるときに特にこまかい点を伺ひますが、そのことを一応も二応も考えていた方がいい。後半の経済政策をつくる上にどのような考え方を一併織り込んでいたか、後刻またこれはお伺ひしたいと思ひます。

二つ目にお伺ひしたいのは、いまの建設行政全般の中で、先ほどもちよつと正示さんからお話があったのですが、アメリカでいうバイ・アメリカンではありませんが、非常に大きな財政活動のウニートを占めておる建設省です。しかし、思い切つて国産品愛用というものを思想として流す必要があると思ひますが、そういうことに特に重点を置いて、建設省自体がいわゆる国産品愛用、とにかく日本の製品をことごとくまで使つていくという思想が十分に行き渡っているか、そういう方針でおやりになっているかどうか、あわせて大臣からひとつお答え願ひたい。

○河野国務大臣 前段のお答えはいすべた十分御意見も承つた上で申し上げたいと思ひます。

んい御注意をいただきました。いままで私は、建設大臣就任以来そういう思想を一番も持ち合わせておりませんでした。これは特に注意いたしましたので、さつそく各方面に指示をいたすつもりであります。

(委員長退席、瀬戸山委員長代理着席)

○原(茂)委員 これは河野さんではお答えができないかもしれませんが、局長さんでもだれでもけつこうなんです、先ほど第一点でちよつと触れましたように、科学技術の非常な進歩というこぼの裏に、原子力がやはり中心の座にあるわけです。道路工事でもあるいは河川の問題であらうと、住宅建設の問題でございしても、もうすぐ私は原子力そのものが思い切つて取り入れられる時代が来るだろうと思ひます。これもいまの国産品愛用ではありませんが、やはり建設省自体が科学技術庁その他にまかせっぱなしではなくて、建設省の中に、行政全般の中に原子力というものがいつになつたら取り入れられるのか、いつどういう角度からこれが入ってくるのか、そろそろ考えておかなければいけない時代が来ていると思ひます。したがって、これも後刻でけつこうなんです、建設省自体として、一体原子力というふうなものを中心にした思い切つた科学技術というものが、どういう面に、将来いつごろ取り入れられるようになるか、お考えになっているかどうか。この点は各省とも考えておく必要があるの、この点もひとつきようお答えがなければ、後刻、そういう三つに分けた問題を、むしろある意味ではお教えをいただいて、それについてまたこま

かく私どもの意見をはかしていただきます。

○瀬戸山委員長代理 それでは吉田賢一君。

(瀬戸山委員長代理退席、委員長着席)

○吉田(賢)委員 簡単に伺っておきたいと思ひます。

住宅公団の方がいらっしゃいます。住宅建設計画につきまして最大の問題が、ガンとせられておりますのは宅地価格の問題であるということ、最近の通説のようでございます。それで審議会等におきましてもだんだんと御審議になった経過もあるようでありますが、まだ一向に適切な結論は出ないようでありまして。私も見ますと、いろいろな手は打たれておりまして、地価問題と本格的に取り組むというところではないと、ひとり住宅問題だけではなく、道路整備の問題にいたしましても、その他地方開発の問題にいたしましても、一切の問題の根底をなすとさえ考えられる重要性があります。そこで公団の立場といたしまして、宅地価格の最近の趨勢が容易にきまりそうもありませんし、またきまるだろうという希望意見はありませんが、それは何ら具体性がないのでありますが、この点について、将来の価格趨勢と計画の実行をどのようにお考えになり、これを把握しておられましようか、その点まず伺いたいと思ひます。

○河野国務大臣 宅地の価格の問題は、先ほどもちょっと複雑な意見を申し上げましたが、ひつきょうするに、現在は思惑投資というようものが非常に先行しておる、そのために必要以上需要を上回った価格が出ておるといふことも一つには見られると私は思ひます。一方には、確かに需要が供給を上回っておるといふような懸念から土地がだんだん上がってきておる、一つにははなはだ遺憾なことではございませうけれども、たとえば鉄道、道路等、公共投資がオリンピックを目標として非常に急がなければいかぬ、急激にやらないと、土地を多少つり上げたきらいがないとは思ひませんが、こう私は思ふのであります。そこでこれらの道路敷地を取得いたします場合等につきましては、特に注意をして、先行してこれを取得しておくとか、もしくは土地取用法を活用するとかいふことによりまして、今後は可能な限り、こういう原因で土地の価格をつり上げるようなことのないようにいたさなければならぬことは当然でございますけれども、その反面におきまして、また政府自身も各種の公団等と十分に連絡をとりまして、この方面の開発によってこれだけの土地が利用できるというような、宅地の供給面に協力を十分にしているというところによつて、もしくはこれを、今年度はどの程度にそういう供給の可能な面があり、来年、再来年、三年後というような年次計画を立てまして、道路の開発もしくは交通機関の整備等によつて、これら住宅、工場等に必要土地の供給面がこの程度に可能であるというようなことを先行して発表することによつて、これらの需要と供給を合わせていくというようなことを行つて押さえることがぜひ必要である。実際申しまして、農村のほうから都市に労力が相当に移動しておりまして、したがって、全国的に見れば、農

地の利用度は、労力が相当に都市に偏重いたしました関係から、落ちておるといふように私は考えるのでございませう。したがってまだ依然として地方によつては非常に安い田畑がある。あるところにはまいりまして、田んぼであるから安いというようなところさもあるのでございまして、これらを十分に利用する面において、利用可能なようにならなければならぬ、もしくは駅との間に交通をどうするかというようなことをしてまいることによつて、できるのじゃないか。ことに、こういうことを申してははなはだよろしくないかも知れませんが、大都市周辺に国鉄が新線を開発するということが絶対ない。全部民間の鉄道だけであつて、国鉄自身が大都市の周辺に新たに輸送関係において協力するという面が絶対ない。こういうことも新たに土地の利用度を高めるといふ面に欠けているのじゃないか、私はこう思ふのであります。たとえば東京の鉄道の外環状線をすみやかに開設してくれというようなことも要求しておるのでございませうけれども、そういう問題が、東海道新幹線のためかどうかはわかりませんが、おくれとおるといふように、人口の集まるところに、集まろうとしておるところに鉄道が新たに開設されるという例がない。これらも大いに考慮しなければならぬ点じゃないかと思ふのでございまして、今後十分注意をいたしまして、御期待に沿うようにいたしてまいりたいと思ふ次第でございませう。

○吉田(賢)委員 私は、この問題はひいては物価全体に対する悪循環の大きな要因にもなるものと考えられるので

あります。大臣は、需要供給の関係からやがて自然の宅地価格に落ちつくだろうというお考えがあるいはおありになるかも知れませんが、どうも今日のわれわれの経験するところによりますと、普通の経済原則によつて宅地価格が決定されておるようには思ひません。そういうことも確かにありますけれども、しかし事実上はそうでない要因のほうが重大ではないでございませうか。たとえば道路を敷設する場合に、新しく住宅をつくり出す場合に、土地を購入するときに、一体何を基準にして適正な宅地価格を御決定になるのでありませうか。こういうふうなことを考えますと、いまの公共投資の道路、鉄道敷設なども例におあげになりましたが、それも一例にすぎませんです。やはりその呼び値あるいは現実の取引の実例であり、そういうものが決定しておるものであります。したがって、そういう要因によつて支配されておる面が大きいのでありますから、宅地価格というものが売り手の土地所有というものによつて一つの大きな障壁をなしておる以上、強制的にかなる場合でも買い取るわけにいきませんし、価格をきめるわけにいきませんから、どうしても価格というものは、ほんとうにぶつかつて取り組んで、適正なものを何とか設定するという手を打たない限りは、私は宅地獲得もしくは地価安定対策の結論は得られないのでないだらうか、こういうふうにお考えになりますか、その点についてはどうお考えになりますか。

○河野国務大臣 お話しになりましたような場合もむしろ私はあると思ひます。確かにいま申しましたように、急

ぐといふことから、その周辺の呼び値が時価になるというようになつておることは事実でございます。同時にまた、土地もしくは自分の家屋に対する非常な愛着心がございまして、なかなか話がつきにくい、そこでつり上がるというようになつておることも事実だと思ひます。われわれといたしましては、不動産の鑑定士制度を新たに作り出したので、これらによつて適正な価格の決定をしてまいる。さらにまた、これまでの道路開設等に、従来の道路を拡幅してまいるということが非常に多うございまして、必ず宅地であるとか家屋の移転とかいふようなことをやりましたために、必要以上の高値で土地を取得しなければならなかった。これを最近、従来の道路を拡幅するよりも、なるべく別途、田、畑、つまりパイパスの方向で道路は新設していくという方向に指導いたしておられますので、従来のように高く地価をつり上げるというようなことは極力避けるようなことになつておられますし、また都市等におきましては、あまり土地の高いところには道路はつけない、道路はさわらぬといふことになつたとして、用地費にあまり金のかかるところはしばらく置いておいて、やりませんとすることに私は願ひなければ建設者としてやるわけにはまいりませんとすることにいたしておられますので、幾らかお考えただけおられるのじゃないかと思ひております。

○吉田(賢)委員 それは根本の問題に触れていきますので、つまり宅地価格の今日の一番の重要点は、日本におき

ましては、特に宅地の対象になり得る土地の価格の公共性に対する認識が自他ともに足りないということも原因ではないであらうか、こういうふうに思われます。公共性があらゆる角度から持たれるような方が講ぜられるということが施策の一つのねらいでないかと私は思うのであります。これは何も憲法を云々するわけじゃありませんけれども、やはり私有財産絶対ではございませんので、公共の福祉というものが尊重され、それに適合するということが必要ではございまいしょうし、こういったところに法律の一つの立場もあるわけでありまして、特にわが国におきまして、住宅の不足からくる社会不安、これに伴いまするいろんな不安定な情勢から考えますと、宅地価格にほんとうに取り組んで、抜本的な対策を立てるということはこの際建設省が率先しておやりになることが一番大事なことでないだらうか。そうしないと、私はこの問題はあらゆる機会にずっと繰り返されていくのではないだらうか、こういうふうにも考えるわけでありまして、せっかく審議会もありはしますけれども、さらに一步を進めまして、宅地価格に取り組むということに、ひとつ河野さんもほんとうに徹底的におやりになるということではできないものでしょうか。これをひとつ御覚悟のほどを伺っておきたいと思ひます。

○河野國務大臣 私も全く同じ意見でございまして、何とか憲法の改正でもできないものだらうかと実は悩みをそこに持つわけでありまして、これだけで憲法改正というわけにもまいりません。何か法律で持つていくと、そ

う点で法制局でひっかかってしまうわけでありまして。そういう点でどうにもならない、隔靴掻痒の感がございまして、御協力願うということよりほかにかたがたというのが現在の状況でございまして、そういうことを言うと、言いたいことは実はたくさんあるわけでありまして。言いたいことはたくさんあるけれども、それを言うところでは、御協力願うと言っておるのと同じに、だんだんお小言を食うような場面になってしまふということ、できることなら思い切つてやりたいと思ひますけれども、それがどうにもならぬのが現状でございまして、何かひとつ具体的にこうしたらよからうという案があつて、できることがありますれば、拝聴いたしまして、このことについて私は私もうできるだけやってみて話しておきますけれども、いまお話しのとおりなところで引かかるといふようなことでございまして、ひとつ今後とも御協力をいただきたいと思ひます。

○吉田(實)委員 実は私自身が暗中模索でございまして、どうすればいいんだらうということに頭を悩ましておる一人な人でございまして。最近特に目立ちますことは、やはり都会地付近もしくは公園の住宅などが建つて先、あるいは相当な会社社用地になるような、そういった前後、道路の拡張等と先、そういうとき、民間の宅地造成屋というものがずいぶん悪くなつたことをするということが相当地わかれ経験するのであります。この点につきましては、規制する方法もないではないようでありまして、けれども、今日の実情から見ますと、やはり野放しではないだらうか。次から次へと抜けている穴をくぐりまして、ずいぶん悪くなつた地価値上げ、あるいは利益の取得というやうなことで人泣かせもやる。このようなことに逆効果をもたらすやうな結果を至るところで見られるわけでありまして、こういう方面に對しまして、もう少し取り締まりがでないものであらうか。もっともこう言つても、私自身それならばどういふやうな方法でという案もいまでもないものでありますけれども、ともかく私もどうもどかしく思ひまして、こゝろを野放しにされておること、またばつこ跳梁いたしますこと、とが、どんなに善良な人の悩みになつておるかかわからぬ。最近も、数人の年ごろの社員が定年退職になりまして、最近中年社員がというよりも、中ごろの社員が定年退職になりまして、自分の家を持つことが一体できるだらうか、なぜか、第一宅地の入手が困難であるから、せめて宅地だけでも入手しておいたらというやうな気持ちを出すというやうなことが真剣に出されておつたというのであります。が、こういうことにかんがみまして、民間の悪らつた悪質な造成屋というものを對しまして、厳にこれを規制していくというのを積極的に施策すること、一つの手でないだらうか、こういうふうにかんがえるのですが、こういうことはいかかなものでございまいしょうか。

○河野國務大臣 吉田さんがたたいまお話しになりましたことは、社会問題としてもずいぶんやかましく各方面で

論ぜられ、もしくは研究されていることであつても、これをどうにも、別に法務省あたりでも取り締まりの方法がないといわれておるやうなことでございまして、われわれの限界におきましてはいかんともしようがない、問題はいかに法務省あたりで問題ではないかと私は思うのでございまして、建設省としては、いまさしあたりどうしようがない、まあなるべく間違ひが起ころぬように誘導していきたい、さらにもしくは善良なるりっぱな宅地造成に協力していくということが対策ではなからうかと思つておるわけであり

○丹羽委員長 この際建設行政の基本施策に関する件について調査を進めま

す。質疑の通告がありますので、これを

許します。井谷正吉君。

○井谷委員 もうお互いの生理的な時

間がきておりますので、簡単にお尋ね

をしたいと思ひますが、御承知のよう

に、松屋で今回火災がございました。

その前の西武の火災の場合も、新聞を

見ただけで、私詳しいことはわかりま

せんけれども、窓が少なかった。今度

の場合も、窓とかあるいは内部構造に

遺憾な点があつたというやうなことを

報道されておるので、この高層建築物

に對しまして、これからできます場合

かのデパートにおきまして、表通りは電車通りで広いけれども、裏へ回れば非常に複雑で、もしそういうところから火災が起きましたやうな場合には、どうにもならぬ状態をわれわれ見ておるのであります。現在ある建築物に對しても、やはり一つの注意というか監督というか、そういうやうなことがなし得るものであるかどうかということについてのお伺いをいたしたいと思ひます。

○前田(光)政府委員 デパートその他特殊な建築物につきましては、一般の建築物に比較いたしましてさらに強い防火規制を行なつておりますが、さきに西武デパートの火災の後にも、このような種類の建物の関係者を呼びまして、特に火災の発生等には十分留意するやうに注意いたしました。

なお、さらに、今後における高層建築物の建築にかんがみまして、現在の建築基準法の規則における防火規定の強化を考え、さらに具体的には設計等にも火災の予防が十分できるやうな方法を、関係の学界等と協議を進めておるところでございまして。

○丹羽委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来る十九日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

昭和三十九年二月十九日印刷

昭和三十九年二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局